

納税者番号制度導入の条件

M1265328 西 山 進

わが国の税制やその執行は、課税技術の限界により、各種の問題を生じている。納税者番号制度は、課税技術を高めることに大きく貢献するものと期待される。しかし、本制度は、プライバシー侵害のおそれがあるなどの理由で反対され、未だ導入に至っていない。

わが国の財政は、国民の受益と負担にアンバランスが生じ、国民の追加負担は、もはや先送りできない状況にあり、増税は避けて通れないものと考えられる。誰に、どれだけの追加負担を求めるのかという課題に、税制は抜本的改革を図る必要がある。課税制度として如何に優れていても、執行面の課題、すなわち、課税技術の限界を残したままでは、よい税制とは言えない。また、税制やその執行面で不公平のまま国民も追加負担となる増税には理解を示さないだろう。今、正に課税技術の向上を図ることが必要なのである。

課税技術の向上に貢献する納税者番号制度である。納税者番号制度の導入を図るために、国民の理解と合意を得ることが必要である。国民の理解と合意を得るためには、本制度が、国民に与えるメリットを現すと共に、国民に及ぼすデメリットを最小限に抑える方法を示していかなければならない。

納税者番号制度の導入によって、国民が受けることができるだろうと考えられるメリットを挙げ、デメリットである「プライバシー侵害のおそれ」を抑えることができる仕組みを考察した。

本論文の構成は次のとおりである。

第一章 序 論

まずはじめに、これまでに税制調査会から報告された納税者番号制度の導入の条件を整理してみた。

第二章 納税者番号制度の仕組みと所得捕捉の効果

現在検討が行われている「納税者番号制度の仕組み」

を挙げ、租税行政機関や国民が行うこととなる事務や手続について検討した。その具体的内容は、「付番の方法」「取引の範囲」「番号告知・本人確認・情報申告」「名寄せと納税申告書とのマッチング」「執行担保する制度」である。次に、本制度の「所得捕捉」の効果について、各種所得毎にどの程度の効果をもたらすかを検討し、さらに、国民が受けるわずらわしさや事務コストの許容範囲内で、最大限の効果を生ませるための方法を探ってみた。

第三章 税制・執行に対する不満の解消緩和

現在、国民が不公平感をいっている税制、不満のある税制や租税行政の執行について、納税者番号制度を導入するなら、税制を改正することが可能となり、租税行政の執行も改善が期待できると考えられる主なもの掲げ、その内容、原因、なぜ不公平感や不満を解消あるいは緩和ができるのかを考えてみた。

この章の目的は、国民のメリットを如何に高めるかを検討し、納税者番号制度の導入と同時に、税制の改正及び租税行政の執行の改善を求めることを狙いとしたものである。

第四章 プライバシー侵害の抑制

納税者番号制度が、国民に「プライバシー侵害のおそれ」をもたらすものであるなら、それを防止する措置を講ずることが不可欠である。なぜなら、本制度の導入を実現させるための国民の合意を得るが必要だからである。

本章では、まず、プライバシーの権利とは何かを明らかにし、本制度が及ぼす可能性のある「プライバシーの侵害」について考察した。さらに、現在までに行われてきた「プライバシー保護」を検討し、今後、とるべき措置の提案を試みた。